

秋田市選挙区の欠員が2人となったため公職選挙法の規定により実施します。

県議会議員補欠選挙



告示11月2日(金)

投票日11月11日(日)

投票時間: 午前7時～午後8時

投票所 有権者のみなさんに郵送する投票所入場券でご確認ください。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

投票所入場券を郵送します

11月1日(木)に入場券を有権者のみなさまに郵送する予定です。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

投票できるかた

昭和56年11月12日以前に生まれ、平成13年8月1日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかたです。

市内で転居の届け出をしたかた

10月27日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。投票所入場券をご確認ください。

秋田市から県内の他市町村に転出したかた

秋田市の選挙人名簿に登録されているかたで、7月11日以降に秋田市から県内の他市町村に転出し、その市町村の選挙人名簿に登録されていないかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。

秋田市で投票する場合は、引き続き秋田県内に住所があることを証明する「証明書」が必要です。この証明書は新住所地の県内の市町村役場の住民票担当窓口で無料でさしあげています。土・日・祭日は交付していないところが多いので、前もって取り寄せてください。

なお、県内での転出回数が2回以上あった場合は投票できませんので、ご注意ください。

点字投票 視覚障害者のかたは点字投票ができます。

代理投票 身体の故障などで自ら投票用紙に書くことができないかたは、投票所で本人が申請すると代理投票ができます。

開票 投票日の午後9時15分から市立体育館で。

不在者投票

投票日当日に投票所へ行くことができないかたは、不在者投票ができます。投票する際は「宣誓書」に記入していただきますが、印鑑は不要です。

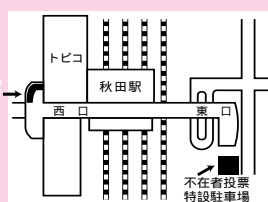
受付期間 11月2日(金)から10日(土)まで
午前8時30分～午後8時

不在者投票会場での立候補者名などの掲示は3日(土)からとなります。

受付場所

- ・市役所分館4階(市役所裏)
- ・土崎支所
- ・新屋支所
- ・秋田駅西口ぼぼろーど

ぼぼろーど
不在者投票所



不在者投票の主な理由

投票日に仕事がある場合

何らかの理由で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合
他の市区町村に住んでいる場合

入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設で投票できます。各施設の事務局にお話してください。

他の市区町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。投票用紙の請求に必要な「宣誓書」は、各市区町村の選挙管理委員会にあります。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。この制度を利用するかたは、前もって市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし交付を受けられるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害のあるかたに限られます。

なお、「郵便投票証明書」は、交付の日から7年間有効です。(ただし、平成10年5月31日以前に交付を受けたかたの有効期限は4年)。お手持ちの証明書の期限が切れている場合は、再交付の申請をしてください。

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身麻痺で歩行が困難なかたも、市福祉事務所(社会福祉課)から証明書をもらって市選挙管理委員会に提出すると、郵便投票ができるかたもいます。事前に市選挙管理委員会へご相談ください。

なお、郵便投票の投票用紙の請求は11月7日(水)までです。

問い合わせ

市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/default.htm>